

講習会用アカウント利用規程

(趣旨)

- 第1条 この講習会用アカウント利用規程（以下「本規程」という。）は、公益財団法人計算科学振興財団（以下「財団」という。）が運用する高度計算科学研究支援センター実習室（以下「実習室」という。）やスーパーコンピュータシステム（以下「FOCUSスパコン」という。）を利用した講習会等に必要なアカウント（以下「講習会用アカウント」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 本規程は、公益財団法人計算科学振興財団スーパーコンピュータシステム利用契約約款（以下「約款」という。）に優先して適用され、本規程に定めのない事項については、約款に準じるものとする。

(利用目的)

- 第2条 講習会用アカウントは、次の利用目的に限定し、財団が発行する。
- (1) 実習室で実施される、FOCUSスパコンやシミュレーション関連ソフトウェア等に係る講習会に必要な、一時的なFOCUSスパコン利用
 - (2) 実習室以外でインターネットを経由しFOCUSスパコンに接続して実施される、FOCUSスパコンやシミュレーション関連ソフトウェア等に係る講習会に必要な、一時的なFOCUSスパコン利用
 - (3) 実習室講習会用端末を用いたFOCUSスパコンへの接続を伴わない講習会に必要な、端末ログイン専用の一時的なローカルアカウント利用
 - (4) その他、財団が認める利用

(利用資格)

- 第3条 講習会用アカウントを利用することができるものは、約款第5条の定めによらず、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) FOCUSスパコンやシミュレーション関連ソフトウェア等に係る講習会の主催者およびその受講者
 - (2) 実習室講習会用端末を用いたFOCUSスパコンへの接続を伴わない講習会の主催者およびその受講者
 - (3) その他、財団が認めるもの
- 2 前項第1号に該当し、講習会でFOCUSスパコンを利用しようとするものは、日本国政府が定める「外国為替及び外国貿易法」等安全保障貿易管理に係る法令により、スーパーコンピュータ利用の制限が適用されない人員かつ日本国内の居住者のみが利用資格を持つ。
- 3 前項に定める日本国内の居住者とは、以下のとおりとする。
- (1) 日本人でありかつ日本国に居住するもの
 - (2) 日本人でありかつ日本の在外公館に勤務するもの
 - (3) 外国人でありかつ日本国内にある事務所に勤務するもの
 - (4) 外国人でありかつ日本国に入国後6か月以上を経過しているもの

(利用の範囲と利用経費)

第4条 講習会用アカウントは、以下のとおり区別され、区別毎に固有の利用期間を持つ。

- (1) 主催者にのみ払い出され、講習会当日午前10時を起点とする前後7日（計14日間）利用可能な「講師用アカウント」
 - (2) 主催者を通じ講習会受講者に払い出され、講習会当日午前10時を起点とする前後7日（計14日間）利用可能な「受講者用アカウント」
 - (3) 主催者及び主催者を通じ講習会受講者に払い出され、講習会開催日にのみ利用可能な、端末ログイン専用の「ローカルアカウント」
- 2 講習会用アカウントのアカウント発行手数料及び第2条の利用目的のためのアカウントの利用については、無償とする。
 - 3 アカウント利用期間中にデモンストレーションや受講者の試用等のために計算資源を利用する場合は、財団が指定する範囲において利用すること。
 - 4 計算資源を事前に予約（期間占有）して利用する場合は、第2項の定めに関わらず有償とし、別に定める利用料金表に基づき、利用経費を負担しなければならない。
 - 5 前項の有償での計算資源利用は、財団が認めた場合に限り、減免等を実施することがある。

(禁止事項)

第5条 講習会用アカウントの利用にあたっては、次の各号に該当する利用を行ってはならない。

- (1) 第2条に定める利用目的以外の利用
 - (2) 前条第1項に係る利用可能な期間以外の利用
 - (3) 講習会の趣旨にそぐわない利用
 - (4) 高並列計算やメモリを大量に消費する等の他の利用者に迷惑をかける利用
 - (5) その他、財団が講習会用アカウントの利用として相応しくないと判断する利用
- 2 前項の事由に該当した場合、財団は、講習会用アカウントの利用を停止することがある。

(利用申請)

第6条 講習会用アカウントの利用申請は、財団所定の申請書に必要事項を記入の上、当該申請書を財団に書面にて提出することにより行うものとする。

- 2 利用申請に際し、講習会を主催し講習会用アカウント利用の責任者となるもの（以下「主催者」という。）は、本規程を遵守する旨の誓約書に署名し、財団に提出するものとする。

(主催者の責任)

第7条 主催者は、本規程を遵守し、善良な管理者の注意義務を持って円滑に講習会を運営するとともに、受講者に対し本規程を遵守させる責任を負うものとする。

- 2 主催者は、第2条第1号及び第2号に係る講習会を主催するとき、受講者及び自らが第3条第2項及び第3項によって制限されないものであるか、判定する責任を負うものとする。
- 3 前項の判定が完了しない場合、財団は講習会用アカウントを発行しない。

(附 則) この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程の変更は、平成29年4月1日から施行する。

この規程の変更は、平成29年4月25日から施行する。

この規定の変更は、平成30年4月1日から施行する。